

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究成果有体物取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規範（以下「規範」という。）第11条第7項に基づき、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究成果としての有体物（以下「研究成果有体物」という。）の取扱い等に関し必要な事項を定め、もって研究成果有体物の適正な取扱いおよび管理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 本学における研究成果有体物の取扱い等については、他に特段の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「研究成果有体物」とは、研究の際に創作または取得されたものの内、学術的価値または財産的価値を有するものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物等に関するもので個人に帰属することが明らかなものを除く。

- （1）研究によってまたは研究を行う過程で得られた試料、材料、試作品、および実験装置等。
 - （2）研究データ、データベース、コンピュータプログラム、音声、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体および紙記録媒体。
 - （3）調査等により得られた技術情報を記録した電子記録媒体および紙記録媒体、資料等。
- 2 この規程において「研究者」とは、本学の基幹教員、非常勤講師、研究員、学生、共同研究者その他の本学において研究等の業務に従事する全ての者をいう。
- 3 この規程において「研究プロジェクト」とは、本学が主体となって特定の研究を行う研究プロジェクトをいう。

（研究成果有体物の取扱い）

第4条 研究成果有体物は、別段の登録を必要とせず、創作または取得の時点で研究成果有体物として取扱う。

（研究成果有体物の帰属）

第5条 研究者によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、特段の定めのない限り、原則として本学に帰属する。

- 2 研究者が本学以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た研究成果有体物は、その外部機関に帰属するものとする。ただし、第8条第2項に該当する場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第6条 研究者は、研究成果有体物が既に公表されたもの、大学が公表を認めたものおよび契約等により特定の者に開示することが認められたものを除き、他に研究成果有体物またはその情報を提供または漏えいしてはならない。

- 2 研究者は、契約等による外部機関との特段の取り決めがない限り、職務上取得した、または知り得た外部機関の研究成果有体物について、いかなる者に対しても漏えいまたは提供してはならず、また、それを助けるような行為をしてはならない。
- 3 大学学長及び短大学長(以下、「学長」という。)は、研究者に研究成果有体物の取扱い等に関する説明等を求めることができる。

（学外持ち出し・情報漏えい等の禁止）

第7条 研究者は、契約等による特段の取り決めまたは許可がない限り、その身分を失った以降、研究者であった期間中に職務上得ることのできた研究成果有体物を学外に持ち出したまたはその情報を漏えいしてはならない。

（外部機関における研究成果有体物の取扱い）

第8条 研究者は、外部機関における研究活動で得た研究成果有体物の取扱いについては、当該外部機関の定めるところにより、適切に対応しなければならない。ただし、その対応がこの規程に抵触する恐れがある場合には、予め学長の判断を求めるものとする。

- 2 研究者は、外部機関で自らが主体となって行った研究等により得た研究成果有体物については、当該外部機関の規程等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために必要な要求をしなければならない。

（研究成果有体物の管理）

第9条 研究者は、研究成果有体物に関する情報の漏えいおよび研究成果有体物の持ち出しがないように適切に管理しなければならない。

- 2 研究プロジェクトの長は、管理統括する研究プロジェクトの研究成果有体物の管理および一定期間（5年間）の保存に関して責任を負うものとする。
- 3 研究プロジェクトの長は、特定の研究者により本学の研究成果有体物が察知または取得されることが法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、当該研究者に対して問題となる研究成果有体物の取扱い等について制限を加えなければならない。

(研究成果有体物の情報公開)

第10条 研究者は、研究成果有体物の情報を公開しようとする場合には、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の承認を得なければならない。

(研究成果有体物の提供等)

- 第11条 研究者は、研究成果有体物を他に提供しようとする場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。ただし、その研究成果有体物が既に公開されたものであって、かつ、問題が生じないことが明らかな場合には、この限りではない。
- (1) 当該研究成果有体物の提供等について委員会の承認を得なければならない。
 - (2) 当該研究成果有体物の提供等が法令および本学の規程等に抵触しないことを確認しなければならない。
 - (3) 必要がある場合には、当該研究成果有体物の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わさなければならない。
- 2 研究者は、外部機関から研究成果有体物の提供等を受けようとする場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。ただし、その研究成果有体物が既に公開されたものであって、かつ、問題が生じないことが明らかな場合には、この限りではない。
- (1) 当該研究成果有体物の提供等を受けることについて委員会の承認を得なければならない。
 - (2) 当該研究成果有体物の提供等を受けることが法令および本学の規程等に抵触しないことを確認しなければならない。
 - (3) 必要がある場合には、当該研究成果有体物の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わさなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるものの他、研究成果有体物の取扱いに関して必要な事項は学長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学園運営委員会の議を経て、学長が行う。

- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和音楽大学研究成果有体物取扱規程は廃止する。
- 附 則 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、2022（令和4）年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。